

令和6年度 ひめの凜販路拡大支援事業委託業務に係る仕様書

1 業務の内容

(1) 業務名

令和6年度ひめの凜販路拡大支援事業委託業務

(2) 業務の目的

県オリジナル品種「ひめの凜」の生産拡大により生産量の増加が見込まれる中、新たな販路の確保と需要拡大を推進するため、県内外において県外消費者等を対象としたプロモーション活動を開催し、認知度向上と高級米としてのブランド化を図る。

2 事業費（委託料）

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

本事業の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行する。ただし、具体的な実施内容については、「事業計画書」において定めるものとする。

なお、愛媛県のプロモーション戦略に係るコンセプトを踏まえて、県から企画の補正指示をする場合がある。

(1) 飲食店等と連携したプロモーション事業

県内外のホテル・飲食店等と連携してキャンペーンやフェアを開催し、「ひめの凜」を使ったメニューを県外観光客や県外消費者へ提供してPRする。

①飲食店等と連携したキャンペーンの実施

○実施場所 県内外のホテル、飲食店等の計15施設程度

○対象者 県外観光客及び県外消費者（県内客も含む）

○実施時期 11月～12月（キャンペーン期間は実施施設と相談し決定すること）

○実施内容 (ア) ひめの凜のメニューの提供

(イ) 参加者を対象に「ひめの凜モニターキャンペーン」の実施

(ウ) ひめの凜の効果的なPR活動

○施設の選定 施設の選定に当たっては、県と協議を行うこと

(2) 販売業者と連携したプロモーション事業

小売業者、卸売業者と連携してフェアを開催し、ひめの凜の認知度向上と新たな販路の確保を図る。

【①県外小売業者と連携したフェアの開催】

○実施場所 首都圏の米穀小売業者（お米マイスター）8店舗程度

○対象者 首都圏の消費者（お米にこだわりのある顧客）

○実施時期 12月以降（1か月程度）

○実施内容 (ア) 高級ブランド米としての販売促進及び効果的な情報発信

より多くの消費者を対象に、高級ブランド米としての認知度向

上や販売促進につながるよう SNS 等効果的な手法を活用して P Rを行うこと

(イ) PR資材の作成・配布

○業者の選定 小売業者の選定に当たっては、県と協議を行うこと

【②県内卸売業者と連携した試食販売イベントの開催】

○実施場所 愛媛県フェアを開催する量販店（広島県）

○実施時期 1～2月頃（日数：2日間程度）

○実施内容 (ア) 効果的にPRする試食・販売等を行うブースの設置

(イ) ひめの凜の効果的なPR活動

(3) ひめの凜の販売ECサイトの紹介

ひめの凜をECサイトで販売する事業者、生産者等を効果的にPRし、一般消費者をECサイトに誘導すること（媒体は問わない。（1）及び（2）②でも実施すること）。

内容等については、愛媛県と協議のうえ決定し、完成までに候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

(4) ひめの凜PR動画の作成

「ひめの凜」の特長やイメージ、魅力が伝わるようなPR動画を作成すること。

内容等については、愛媛県と協議のうえ決定し、完成までに候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

(5) 販売促進用PR資材の作成

ひめの凜の魅力を効果的に伝える販売促進用PR資材を制作すること。内容・サイズ・数量等については愛媛県と協議のうえ決定し、完成までに候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

(6) その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議のうえ、決定するものとする。

5 見積経費

当該業務に係る所要経費を全て見積もること。なお、モニターキャンペーンや愛媛フェア等でのサンプルについても、原則受託者負担とする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者は、本業務で制作した作品の著作権及び使用権は、原則として愛媛県に帰属する。

(2) 密密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

8 その他

- ・業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ、処理するものとする。
- ・ひめの凜のロゴマークの使用にあたっては、ひめの凜ロゴマーク等使用規程及びひめの凜ロゴマニュアルを遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略し

て差し支えないものとする。

- 4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。